

市（町・村）都市計画税条例（例）の一部を改正する条例（例）

市（町・村）都市計画税条例（例）（昭和三十一年自丙市発第四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「第二項、第十三項、第二十八項、第二十九項、第三十三項、第三十六項、第三十七項、第三十九項、第四十項、第四十二項から第四十五項まで、第四十七項、第四十九項から第五十五項まで、若しくは第五十七項」を「第一項、第九項、第二十三項、第二十六項、第三十項、第三十一項、第三十三項から第三十六項まで、第三十八項、第四十項、第四十一項、第四十三項若しくは第四十六項」に改める。

『（商業地等）に対して課する平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の都市計画税の減額措置及び住宅用地等に対して課する平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の都市計画税の減額措置を実施する市町村）

附則第十五項中「第二項、第十三項、第二十八項、第二十九項、第三十三項、第三十六項、第三十七項、第三十九項、第四十項、第四十二項から第四十五項まで、第四十七項、第四十九項から第五十五項まで、若しくは第五十七項」を「第一項、第九項、第二十三項、第二十六項、第三十項、第三十一項、第三十三項から第三十六項まで、第三十八項、第四十項、第四十一項、第四十三項若しくは第四十六項」に改める。

『(三大都市圏内の特定市)

附則第十六項中「第二項、第十三項、第二十八項、第二十九項、第三十三項、第三十六項、第三十七項、第三十九項、第四十項、第四十二項から第四十五項まで、第四十七項、第四十九項から第五十五項まで、若しくは第五十七項」を「第一項、第九項、第二十三項、第二十六項、第三十項、第三十一項、第三十三項から第三十六項まで、第三十八項、第四十項、第四十一項、第四十三項若しくは第四十六項」に改める。

『(商業地等に対して課する平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の都市計画税の減額措置及び住宅用地等に対して課する平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の都市計画税の減額措置を実施する三大都市圏内の特定市)

附則第十九項中「第二項、第十三項、第二十八項、第二十九項、第三十三項、第三十六項、第三十七項、第三十九項、第四十項、第四十二項から第四十五項まで、第四十七項、第四十九項から第五十五項まで、若しくは第五十七項」を「第一項、第九項、第二十三項、第二十六項、第三十項、第三十一項、第三十三

項から第三十六項まで、第三十八項、第四十項、第四十一項、第四十三項若しくは第四十六項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例(例)は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の市(町・村)都市計画税条例(例)の規定は、平成二十二年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十一年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

市（町・村）都市計画税条例（例）の一部を改正する条例（例） 新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>12 法附則第十五条第一項、第九項、第二十三項、第二十六項、第三十項、第三十一項、第三十三項から第三十六項まで、第三十八項、第四十項、第四十一項、第四十三項若しくは第四十六項</p> <p>、第十五条の二第二項又は第十五条の三の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第二条第二項中「又は第三十一項から第三十三項まで」とあるのは「若しくは第三十一項から第三十三項まで又は法附則第十五条から第十五条の三まで」とする。</p> <p>『（商業地等）に対して課する平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の都市計画税の減額措置及び住宅用地等に対して課する平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の都市計画税の減額措置を実施する市町村）</p> <p>15 法附則第十五条第一項、第九項、第二十三項、第二十六項、第三十項、第三十一項、第三十三項から第三十六項まで、第三十八項、第四十項、第四十一項、第四十三項若しくは第四十六項</p> <p>、第十五条の二第二項又は第十五条の三の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第二条第二項中「又は第三十一項から</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>12 法附則第十五条第二項、第十三項、第二十八項、第二十九項、第三十項、第三十六項、第三十七項、第三十九項、第四十項、第四十二項から第四十五項まで、第四十七項、第四十九項から第五十五項まで若しくは第五十七項、第十五条の二第二項又は第十五条の三の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第二条第二項中「又は第三十一項から第三十三項まで」とあるのは「若しくは第三十一項から第三十三項まで又は法附則第十五条から第十五条の三まで」とする。</p> <p>『（商業地等）に対して課する平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の都市計画税の減額措置及び住宅用地等に対して課する平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の都市計画税の減額措置を実施する市町村）</p> <p>15 法附則第十五条第二項、第十三項、第二十八項、第二十九項、第三十項、第三十六項、第三十七項、第三十九項、第四十項、第四十二項から第四十五項まで、第四十七項、第四十九項から第五十五項まで若しくは第五十七項、第十五条の二第二項又は第十五条の三の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第二条第二項中「又は第三十一項から</p>

第三十三項まで」とあるのは「若しくは第三十一項から第三十三項まで又は法附則第十五条から第十五条の三まで」とする。』

『(三大都市圏内の特定市)』

16 法附則第十五条第一項、第九項、第二十三項、第二十六項、第三十項、第三十一項、第三十三項から第三十六項まで、第三十八項、第四十項、第四十一項、第四十三項若しくは第四十六項

、第十五条の二第二項又は第十五条の三の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第二条第二項中「又は第三十一項から第三十三項まで」とあるのは「若しくは第三十一項から第三十三項まで又は法附則第十五条から第十五条の三まで」とする。』

『(商業地等)に対して課する平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の都市計画税の減額措置及び住宅用地等に対して課する平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の都市計画税の減額措置を実施する三大都市圏内の特定市)』

19 法附則第十五条第一項、第九項、第二十三項、第二十六項、第三十項、第三十一項、第三十三項から第三十六項まで、第三十八項、第四十項、第四十一項、第四十三項若しくは第四十六項

、第十五条の二第二項又は第十五条の三の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第二条第二項中「又は第三十一項から第三十三項まで」とあるのは「若しくは第三十一項から第三十三項まで又は法附則第十五条から第十五条の三まで」とする。』

第三十三項まで」とあるのは「若しくは第三十一項から第三十三項まで又は法附則第十五条から第十五条の三まで」とする。』

『(三大都市圏内の特定市)』

16 法附則第十五条第二項、第十三項、第二十八項、第二十九項、第三十項、第三十六項、第三十七項、第三十九項、第四十項、第四十二項から第四十五項まで、第四十七項、第四十九項から第五十五項まで若しくは第五十七項、第十五条の二第二項又は第十五条の三の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第二条第二項中「又は第三十一項から第三十三項まで」とあるのは「若しくは第三十一項から第三十三項まで又は法附則第十五条から第十五条の三まで」とする。』

『(商業地等)に対して課する平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の都市計画税の減額措置及び住宅用地等に対して課する平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の都市計画税の減額措置を実施する三大都市圏内の特定市)』

19 法附則第十五条第二項、第十三項、第二十八項、第二十九項、第三十項、第三十六項、第三十七項、第三十九項、第四十項、第四十二項から第四十五項まで、第四十七項、第四十九項から第五十五項まで若しくは第五十七項、第十五条の二第二項又は第十五条の三の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第二条第二項中「又は第三十一項から第三十三項まで」とあるのは「若しくは第三十一項から第三十三項まで又は法附則第十五条から第十五条の三まで」とする。』

